



# 成田空港内にて構内営業承認を頂きました



天井に番号が貼っています。

！ ナンバーの横には制限区域への入門ナンバープレートの取り付けが必要です。

第2号様式

構 内 営 業 承 認 書

成事り企第1231号  
平成23年3月7日


富士運輸株式会社  
代表取締役 松岡 弘見 様

成田国際空港株式会社  
代表取締役社長 森中 小三郎

平成23年3月3日付けをもって申請のあった構内営業については、下記のとおり承認します。

記

1. 営業期間 平成23年5月6日から 平成28年3月31日まで
2. 事業計画
  - (1) 営業の種類  
航空機サービス業（グラウンドサービス業）
  - (2) 営業場所  
成田国際空港内
  - (3) 施設計画
  - (4) 営業時間（公衆を対象とする場合）
  - (5) 主たる販売品又は提供するサービス  
南部貨物地区と北部貨物地区の間における貨物輸送業務
3. その他  
業務内容に変更が生じる場合や契約する社が増減する場合は、事業計画変更承認申請を行うこと。




成田国際空港貨物地区制限区域内における全ての業務を受託するにあたり構内営業権というものが必要となります。当社がこの営業承認を頂くことで、当社の成田空港内における輸送の対応能力も格段にアップし、お客様にさらなる最適な輸送サービスの提供が可能となりました。

